

## 幸手市特別職報酬等審議会 議事録

1 会議名：第2回幸手市特別職報酬等審議会

2 開催日時：令和7年10月23日（木）午後1時～午後1時35分

3 開催場所：幸手市役所 3階 第1委員会室

4 出席者

幸手市

市長、総務部長、事務局（庶務課長、人事給与担当2名）

委員（名簿順で記載）

中山委員、梨本委員、中野委員、坂庭委員、谷野委員、出井委員、

采谷委員、大澤委員

5 会議内容

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 議題

① 幸手市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額  
について（継続）

② その他

(4) 閉会

内 容	
事 務 局	<p>定刻前ですが、本日の出席いただく委員がお揃いのため、審議会を開催したいと存じます。本日の出席委員数が10名中8名の出席をいただいております。委員の過半数の出席を満たしておりますので、幸手市特別職等報酬審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、飯塚委員、瀬川委員からは、事前に欠席の旨をご連絡いただいております。</p>
事 務 局	<p>つづきまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日、お配りしている資料は、次第のほかに、資料2点でございます。まず1点目が、資料番号の資料12「埼玉県の賃金・労働時間及び雇用の動き」、2点目として、本日の審議の中心となる、資料番号13「幸手市特別職報酬等の検討資料」を配布させていただいております。</p> <p>配布漏れ等ございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次第にそって進めさせていただきます。</p> <p>次第の2「会長あいさつ」になります。坂庭会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会 長	<p style="text-align: center;">&lt; 会長あいさつ &gt;</p> <p>皆様こんにちは。</p> <p>皆様方には大変ご多忙中のところ、前回に引き続きまして「特別職報酬等審議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>前回の審議会におきましては、皆様にご審議をいただき、同規模団体との比較や、物価や賃金上昇など社会情勢の変化を踏まえ、報酬及び給料の引き上げが必要であることを確認しました。</p> <p>また、3年に1度の審議会を前提としたうえで、具体的な金額及び実施時期については、第2回審議会までに、皆様のご意見をもとに、事務局で案を作成することとなっております。本日はその改定額及び改定の時期についてご審議をいただきたいと考えております。</p> <p>引き続き、皆様方の慎重なるご意見を賜り、適切な答申となるよう、ご協力をお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。</p>

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の3「議題」に入りたいと存じます。</p> <p>議事の進行につきましては、坂庭会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、しばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。</p> <p>円滑に議事が進みますよう、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>前回の第1回審議会では、報酬等について、「同額もしくは上げもやむを得ない」、「増額の改定が必要である」とのご意見を多くいただきました。</p> <p>その際のご意見を踏まえ、具体的な改定額については事務局において取りまとめを行い、本日の第2回審議会において、具体的な金額等を審議していただくこととしております。</p> <p>なお、本日の審議の結果、さらに検討が必要となった場合には、改めて日程を調整のうえ、引き続きご審議をお願いすることになります。その際は、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、次第の3「議題 (1) 幸手市市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について（継続）」について前回からの審議を続けたいと存じます。</p> <p>まず、事務局から資料について説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料の説明をさせていただきます。</p> <p>前回の審議会では、報酬及び給料の妥当性を判断する際には、同規模団体の状況、県内の人口や予算規模以外にも、物価高騰や賃金上昇など、社会情勢の状況を考慮すべきだとのご意見を多くいただきましたので、その資料をご用意させていただきました。</p> <p>配布資料 12「埼玉県の賃金・労働時間及び雇用の動き」をご覧ください。</p>
事務局	<p>こちらの資料は、資料 13 にある議員報酬の改定額の案を作成するにあたり、参考としている資料になります。</p> <p>資料 12 の構成としましては、埼玉県が公表している「毎月勤労統計調査（地方調査）」を基に作成したものを参考にまとめたものになります。</p> <p>資料には、令和2年の実数を100として、前回改定した、平成29年から令和6年までの現金給与総額と消費者物価指数、そして実質賃金の数値を記載しております。</p>

事務局	<p>「実質賃金」とは、名目の賃金を物価で割り戻したもので、つまり“賃金の購買力”を表す指標です。</p> <p>賃金が上がっても、それ以上に物価が上がれば、実質的な生活水準は下がる、という考え方になります。</p> <p>この資料にある太枠の実質賃金の前年との増減率をご覧くださいますと、平成 29 年から令和 6 年までの実質賃金の増減率を記載してございます。この増減率を上から合計いたしますと、8 年間で 1.3% 増加していることがわかります。</p> <p>なお、平成 29 年度から令和 6 年度までの「消費者物価指数」で単純に積み上げますと、約 10% の増加となることから、その改定幅に従うと、市民感覚や財政負担に照らして過大になる懸念があることから、実質賃金の増減率を主たる参照指標といたしました。</p>
事務局	<p>続いて、資料 13 をご覧ください。</p> <p>資料上段は議員、下段は市長等の改定額の提案内容となります。</p> <p>前回の審議会資料におきまして、県内同規模団体などの平均値と比較したところ、同水準もしくはやや上の水準であったため、改定については、据え置きとの意見もございましたが、昨今の物価高騰や民間の賃金上昇等の社会情勢を考慮すると引き上げが妥当であるとの結論に至ったため、皆様引き上げ額を検討する上で必要な資料を 3 パターンご用意いたしました。</p> <p>まず、案 1 について、ご説明いたします。</p> <p>資料上段、議員等の報酬の改定額につきましては、月額報酬の差引きとしまして、議長は 5,000 円の増額、副議長、常任委員長、議員は 4,000 の増額となります。改定後は、県内 40 市中 30 位前後となります。</p> <p>この改定額については、社会情勢や同規模団体等の状況を考慮し、それぞれ現行の額に、前回改定した平成 29 年から令和 6 年までの過去 8 年間の実質賃金の増減率（合計 1.3%）を乗じて得た金額（千円未満切捨て）を加算した額を改定額としております。</p> <p>次に、下段の市長等の給料額の改定につきましては、先ほどと同様市長等におきましても、昨今の物価高騰や民間の賃金上昇等の社会情勢を考慮すると引き上げが妥当であるとの結論に至りました。</p> <p>改定額については、社会情勢や同規模団体等の状況を考慮し、市長の給料を近隣市と同水準の 844,000 円（+5,000 円）まで引き上げるものとし、副市長、教育長については、その勤務形態が一般職の職員と類似するものがあることから、給与決定の原則である「職務給の原則」を適用、市長と</p>

事務局	<p>の職責を考慮し、現行の額に4,000円、3,000円をそれぞれ加算した額を改定額としております。</p>
事務局	<p>つづきまして、案2をご覧ください。</p> <p>資料上段、議員等の報酬の改定額につきましては、月額報酬の差引きとしまして、先ほどの案1より、増額をそれぞれ1,000円安い金額としております。議長は4,000円の増額、副議長、常任委員長、議員は3,000円の増額となります。改定後は、県内40市中30位前後となります。</p> <p>この改定額については、社会情勢の状況を考慮し、それぞれ現行の額に、前回改定した平成29年から令和6年までの過去8年間の実質賃金の増減率(合計1.3%)を乗じて得た金額(千円未満切捨て)を上限とし、そこから同規模団体の状況や当市の人口・予算規模等を考慮した金額をそれぞれ加算した額を改定額としております。</p>
事務局	<p>次に、下段の市長等の給料額の改定につきましても、先ほどの案1より、増額をそれぞれ1,000円安い金額としております。</p> <p>この改定額については、社会情勢や同規模団体等の状況を考慮し、市長の給料を近隣市と同水準の843,000円(+4,000円)まで引き上げるものとし、副市長、教育長については、その勤務形態が一般職の職員と類似するものがあることから、給与決定の原則である「職務給の原則」を適用、市長との職責を考慮し、現行の額に3,000円、2,000円それぞれ加算した額を改定額としております。</p>
事務局	<p>最後に、案3をご覧ください。</p> <p>資料上段、議員等の報酬の改定額につきましては、月額報酬の差引きとしまして、増額を一律4,000円としております。</p> <p>この改定額については、社会情勢や同規模団体等の状況を考慮し、それぞれ現行の額に、前回改定した平成29年から令和6年までの過去8年間の実質賃金の増減率(合計1.3%)を乗じて得た金額の合計平均額(+4,000円 千円未満切捨て)を加算した額を改定額としております。</p> <p>次に、下段の市長等の給料額の改定につきましても、増額を一律4,000円としております。</p> <p>この改定額については、社会情勢や同規模団体等の状況を考慮し、市長の給料を近隣市と同水準の843,000円(+4,000円)まで引き上げるものとし、副市長、教育長についても同額の4,000円をそれぞれ加算した額を改定額としております。</p>

事務局	<p>以上が、資料13 案1、案2、案3の説明になりますが、これから審議をしていただくにあたりましては、主に、こちらの資料13が参考になるかと存じます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>委員の皆様からご質問等ありましたらお願いたします。</p>
中野委員	<p>前回の資料にある埼玉県内の同規模団体や類似団体の数値について、適用年月日が前回の資料だと約10年、20年前となっているが、その10年、20年前の数値と比較した状態での結果でしょうか。</p> <p>他自治体の昔の情報だから、増額されているのを見越して、幸手市の金額を判断したほうが良いということでしょうか。</p>
事務局	<p>前回の資料にある他自治体の金額等については、現時点での金額でまとめたものになります。(適用年月日は) 以前の内容ではなく、最新の情報になります。</p>
中山委員	<p>市長の給料について、近隣との同水準とあるが、近隣の市というのはどこを指しますか。</p>
事務局	<p>前回の資料5-1をご覧ください。近隣市としましては、蓮田市と白岡市の間を参考にさせていただいております。</p>
<p>— その他、質問なし —</p>	
会長	<p>事務局の説明をもとに、審議会として、市民に説明できるような根拠のある改定額について、決定していかなければなりません。</p> <p>まずは、検討する改定額については、事務局から説明のありました、実際の生活水準の数値である実質賃金上昇率をもとに検討するということがよろしいでしょうか。</p>
<p>— 委員了承 —</p>	
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、改定額については、案1や2のように役職の職責に応じて差をつ</p>

会 長	けた方がよいのか、案3のように一律がよいか、委員の皆様にご意見を順番にお伺いしたいと思います。
大澤委員	今の段階だと、一律の増額である「案③」が適切だと思います。
采谷委員	大変迷うが、財政のこともあるため、最小限に抑えて段階的に改定していけば良いとも考えているため、一律の増額である案③で良いと思います。
出井委員	一律の増額の案③で良いと思います。
谷野委員	案②で良いと思います。
中野委員	職責の重さも大事だと考えていますので、幸手市の財政力指数 0.68 で少ないものの、一般会計に占める割合は極めて小さいので、案1で良いと思います。
梨本委員	案①でいいと思います。市長給料が 40 市中最下位のため、案①だと 5,000 円プラスのため白岡市を超える。どの案にしても数字は大きくないと、根底には、財政が厳しいというのは、間接的にきく場合が多い。本当は率が一番低いのも良いのかなと思ったが、別の立場で考えると、市長の 40 位を回避したいという個人的な感想です。
中山委員	議長、副議長は案②で良いと考えます。予算を考慮することが大事と考えており、無い袖は振れないところもあるため。ただし、市長副市长に関しては、案①だと近隣の蓮田市と白岡市の間である案①で良いと考えます。
会 長	皆様の意見を伺うと、一律の改定額とする旨のご意見もありましたが、役職によって差をつける意見もいただきました。総合的にまとめると、案①が多いとの意見が多数であったとも思いますが、いかがでしょうか。
谷野委員	私も中山委員同じ意見です（議長、副議長は案②で、市長副市长については、案①）。
梨本委員	私も同意見です（議長、副議長は案②で、市長副市长については、案①）。

采谷委員	<p>私も同意見です(議長、副議長は案②で、市長副市長については、案①)。</p> <p>— その他、意見なし —</p>
会 長	<p>それでは、確認させていただきます。</p> <p>議長、副議長、常任委員長、議員については、案②</p> <p>市長、副市長、教育長については、案①ということで決めていきたいと思いをします。</p> <p>まず、議員等については案②であるため、案②の金額については、議長4,000円、副議長3,000円、常任委員長3,000円、議員3,000円ということによろしいでしょうか。</p> <p>— 異議なし —</p>
会 長	<p>次に市長等については、案①であるため、市長5,000円、副市長4,000円、教育長3,000円の増額でよろしいでしょうか。</p> <p>— 異議なし —</p>
会 長	<p>当審議会としては改定額をこのように決定したいと思います。</p> <p>つづいて、諮問された「改定の時期」について、審議したいと思います。事務局から何かございますか。</p>
事 務 局	<p>実施時期について、事務局としてのお知らせでございますが、報酬と給料の改定につきましては、今後、市議会に条例改正の議案として上程し、議会の審議が必要となってきます。</p> <p>今、10月の下旬ですが、来月末からは本会議が開催される運びとなっております。そうしますと、そこに間に合わせるといのは、これから審議会として答申書をまとめ、市長に答申、議会への報告及び調整、条例改正の準備をするとなると、時間的に非常に困難なものとなってきます。</p> <p>よって、12月の次の定例会、年を越えて3月となりますが、3月の議会で審議をしていただくということになりますので、早くても改定時期は、令和8年4月1日になるのが一番自然であると認識しています。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様のご意見はいかがでしょう。</p> <p>— 意見なし —</p>
会 長	<p>特に問題がなければ、改定時期を令和8年4月1日とするということによろしいでしょうか。よろしければ、委員の挙手をお願いしますでしょうか。</p>

	— 挙手多数 —
会 長	<p>ありがとうございます。それでは、当審議会では、そのように決定するものといたします。</p> <p>では、ここまで、当審議会として、改定額や改定時期について決定してきたわけですが、次に当審議会として答申書を作成し、まとめる必要がございます。</p> <p>最終的な答申内容としては、これまで皆様からいただいたご意見や本日決定しました改定額など、事務局で答申書を作成していただくのがよろしいかと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
	— 意義なし —
会 長	<p>では、事務局にお伺いします。今までの意見等を答申書に反映しますので、事務局、ご用意できますか。</p>
事 務 局	<p>可能です。本日、決定されました改定額や委員の皆様から出たご意見等をもとに、次回の審議会までに、答申書案をご用意いたします。</p> <p>よって、今回は、その答申書案を検討していただくこととなりますのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、本日の議題(1) 幸手市市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については終了とさせていただきます、次回に継続とさせていただきます。</p>
	<p>次に議題(2)その他について、事務局から何かございますか？</p>
事 務 局	<p>前回と今回の審議会の会議録について、ご説明いたします。</p> <p>前回と今回の会議録は、要約した形で会議録を作成いたしまして、坂庭会長、及び会長の職務代理者である谷野委員のご確認をいただいたうえで公開させていただく予定としておりますのでご報告いたします。</p> <p>以上になります。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題(2)その他については、終了とさせていただきます。以上で、当審議会での議論すべきことは全て終了となります。委員の皆様には</p>

会 長	ご協力をいただきありがとうございました。進行を事務局にお返しします。
事 務 局	<p>委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。</p> <p>第3回の審議会の日程については、本日、皆様から出欠の予定を記入いただいておりますので、皆様が一番多く出席できる日とさせていただきたいと存じますので、後日、皆様に開催通知を送付させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、幸手市特別職報酬等審議会（第2回）を終了といたします。</p> <p>皆様、本日はありがとうございました。</p>

会議の概要に相違がないことを証明するためにここに署名する。

令和 7 年 10 月 30 日

会 長 坂庭正浩

・職務代理者 谷野友昭